毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集

(定価 箇年 三万八千八百八十円)

平 四 号 月二十 成 三 + Ŧi. 四六 日 木曜日) 九州凸版印刷株式会社 大分県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正……………………………………四 企 警察本部訓令 労働委員会訓令 監査委員訓令 業局訓令 院 局 訓 令

目

次

規

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の一部改正…一 地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の一部を改正 ○規 則

平成三十一年四月二十五日

する規則をここに公布する。

大分県規則第二十六号 地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一部を改正する規則

訓

令

甲

害

訓

令

教育委員会訓令甲

警察本部訓令

第一条 地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則(昭和一 (地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則の一部改正)

十七年大分県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

(地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部改正) 第一条第一号中「企業局次長」を「企業局理事、企業局次長」に改める。

第二条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則 (昭和四十

企 業

局訓令

院

局訓令

年大分県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。 第一条第一号中「企業局次長」を「企業局理事、企業局次長」に改める。

則

この規則は、 平成三十一年四月二十六日から施行する。

应

○訓

令

甲

教育委員会訓令甲

会

訓

令

人事委員会訓令

警察本部訓令 教育委員会訓令甲

令

甲

大分県訓令甲第二十八号

関 庁

地 本

方 機

平成三十一年四月二十五日

大分県報号外 (規則・訓令甲)

大分県報号外(訓令甲・災害訓令・教育委訓令甲・警察本部訓令・

|企画振興部観光・地域局観光・地域振興課長 企画振興部観光・地域局地域活力応援室長

平成三十一年四月二十五日 (昭和四十三年大分県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。 労働委委員会事務局

大分県職員研修規程

大分県知事 広 瀬 勝

貞

課長」に、

別表中

工労働部工業振興課長」を

「商工労働部経営創造・金融課長」を「商工観光労働部経営創造・金融課長」に、

「商工観光労働部工業振興課長」に、

「商工労働部商業・サービス業振興課長」を

「商工労働部情報政策課

「商工労働部商工労働企画課長」を「商工観光労働部商工観光労働企画課長」

を

「企画振興部おおいた創生推進

長」を「商工観光労働部情報政策課長」に、

「商工観光労働部商業・サービス業振興課長

」に改める。

商工観光労働部観光局観光政策課長

則

める。 別表中 「商工労働部商工労働企画課長」を「商工観光労働部商工観光労働企画課長」に改

則

この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

大分県訓令甲第二十九号

地 方 機 関 庁

大分県職員安全衛生管理規程(昭和六十年大分県訓令甲第九号)の一部を次のように改正

平成三十一年四月二十五日

大分県知事 広 勝

貞

改める。 部浅海・内水面グループ」を「農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ」に 別表第四の宇佐豊後高田地区安全衛生協議会の項中「農林水産研究指導センター水産研究

大分県訓令甲第三十号

この訓令は、 平成三十一年四月二十六日から施行する。

知 事 部

局

教 庁

察 本 部

うに改正する。 大分県消費者行政連絡協議会規程 (昭和四十二年大分県訓令甲第十八号)の一部を次のよ

平成三十一年四月二十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

第七条中「規則」を「規程」に改める。

〇 災 害 訓 令

この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

大分県災害対策本部訓令第二号

地

企 院

育

教 病 部庁局局関庁

うに改正する。 大分県災害対策本部規程(昭和三十七年大分県災害対策本部訓令第一号)の一部を次のよ

平成三十一年四月二十五日

大分県災害対策本部長 広

貞

第六条第一項第二号及び別表第一中「商工労働部長」を「商工観光労働部長」に改める。

則

この訓令は、 平成三十一年四月二十六日から施行する。

)教育委員会訓令甲)訓 令 甲 察本部訓令

0) に改める。 大分県病院局訓令第八号 大分県企業局訓令第十号 大分県警察本部訓令第十六号 大分県教育委員会訓令甲第十七号 大分県訓令甲第三十一号 別表第二中 別表第一中 この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。 おおいたうつくし作戦実施本部設置規程 部を次のように改正する。 平成三十一年四月二十五日 附 「商工労働部商工労働企画課長」を「商工観光労働部商工観光労働企画課長」 「商工労働部長」 잝 滅病 院業 一を「商工観光労働部長」に改める。 大分県企業局長職務代理者 局局 大分県警察本部長 大 大 大分県病院局長 大分県企業局総務課長 訓 訓 分 分 令 令 県 | 平成十八年大分県警察本部訓令甲第十八号 県 知 事 大分県病院局訓令第七号 大分県教育委員会訓令甲第十三号 大分県企業局訓令第四号 大分県訓令甲第十六号 教 姫 田 石 広 育 代 野 Ш 瀬 企 警 教 知 病 事 英 浩 泰 勝 員 院 業 本 部 部 庁 局 局 局 哉 之 三 貞 会 号 大分県教育委員会訓令甲第十九号 に改める。 大分県訓令甲第三十三号 大分県警察本部訓令第十八号 大分県警察本部訓令第十七号 大分県教育委員会訓令甲第十八号 大分県訓令甲第三十二号 この訓令は、 別表第二中「商工労働部商工労働企画課長」を「商工観光労働部商工観光労働企画課長_ 別表第一中「商工労働部長」を「商工観光労働部長」に改める。 大分県安全・安心まちづくり推進本部設置規程 平成三十一年四月二十五日 の一部を次のように改正する。 附 則 平成三十一年四月二十六日から施行する。)教育委員会訓令甲)訓 令 甲 察本部訓令 大 大 大分県警察本部長 分 県 知 平成十九年大分県教育委員会訓令甲第 県 事 石 広 大分県警察本部訓令第一号 大分県訓令甲第 育 Ш 瀬 委 教 知 警 教 知 察 事 勝 員 育 育

三 会 貞

本

部

部 庁 局

大分県報号外 (訓令甲・教育委訓令甲・警察本部訓令・企業局訓令 病院局訓令)

部

庁 局

平成三十一年四月二十五日

警

大分県報号外(訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・人事委訓令・監 查委訓令・労働委訓令・警察本部訓令・企業局訓令

病院局訓令

察 本 部 長 を 観光政策課長 商業・サービス業振興課長 に改める。

別表第三中 「観光・地域振興課長 観光・地域振興課地域活力応援室長」 を「おおいた創生推進課長」に、

商

業・サービス業振興課長」を 「商業・サービス業振興課長 観光政策課長 に改める。

のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県青少年対策本部設置規程

平成十三年大分県教育委員会訓令甲第一号

の一部を次

大分県訓令甲第四号

大分県警察本部訓令甲第四号

附 則

この訓令は、 平成三十一年四月二十六日から施行する。

訓

教育委員会訓令甲

事委員会訓令 働委員会訓令

N院 局 訓 令 票察本部訓令 雷察本部訓令

大分県警察本部訓令第十九号

大分県教育委員会訓令甲第二十号

大分県訓令甲第三十四号

別表第一中

「商工労働部長」を「商工観光労働部長」に改める。

大分県警察本部長

大 大

県

育

委

員

会

Ш

泰

分 分

県

知

事

広

瀬

勝

貞

附

この訓令は、

平成三十一年四月二十六日から施行する。

企

知

事

部

教

察

本

部 庁 局

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程

平成十五年大分県教育委員会訓令甲第九 大分県警察本部訓令甲第十七 大分県訓令甲第二十四号

大分県議会訓令第七号 大分県訓令甲第三十五号

大分県教育委員会訓令甲第二十一号

の一部を次のように改正する。

号 号

平成三十一年四月二十五日

大 大 分 県 知 事 広

県 育 委

別表第二中 別表第一中

広報広聴課長

を「広報広聴課長」に、

議 会 務 庁 局 局

四

知 部

大分県病院局訓令第九号 大分県企業局訓令第十一号

会

貞

大分県警察本部訓令第二十号 大分県監査委員訓令第三号 大分県労働委員会訓令第四号 大分県人事委員会訓令第四号

大分県警察本部長

「商工労働部長」を 「商工観光労働部長」に改める。

観光・地域振興課長

Ш 泰

員

「商業・サービス業振興課

石

					†
					に改める。
晓	労働企画理	商工観光	光労働部	「商工労働部商工労働企画課長」を「商工観光労働部商工観光労働企画課長」	別表第二中「商工労働部商
			改める。	5」を「商工観光労働部長」に改め	別表第一中「商工労働部長」
哉	英	代	田	大分県病院局長	
之	浩	野	姫	大分県企業局総務課長	
				大分県企業局長職務代理者	
Ξ	泰	Ш	石	大分県警察本部長	
文	博	藤	首	大分県代表監査委員	
<u></u>	陽	賀	須	大分県労働委員会会長	
子	久	井	石	大分県人事委員会委員長	
会	員	委	育	大 分 県 教	
史	伸	上	井	大分県議会議長	
貞	勝	瀬	広	大 分 県 知 事	
				五日	平成三十一年四月二十五日
				් ඉ	の一部を次のように改正する。
	号	訓令第八	大分県病院局訓令第八号	(大分)	
	号	訓令第五	大分県企業局訓令第五号	大分!	
	第十九号	部訓令甲	大分県警察本部訓令甲第十九号	大分	
	三号	員訓令第	大分県監査委員訓令第三号	大分	
	第二号	貝会訓令	県労働委!	平部設置規程 │ 平成十八年大分県労働委員会訓令第二号	大分県男女共同参画推進本部設置規程
	第三号	貝会訓令	大分県人事委員会訓令第三号	大分!	
	大分県教育委員会訓令甲第十四号	貝会訓令	県教育委E	大分!	
		令第二号	大分県議会訓令第二号	大分!	
		第十八号	大分県訓令甲第十八号	(大分)	
局	院	病			
局	業	企			
部	察本	警			
局	査 事 務	監			
易	労働委員会事務局	労働			
%局 	八事委員会事務局	人事			

平成三十一年四月二十五日

この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

附 則

・病院局訓令)
・病院局訓令・労働委訓令・警察本部訓令・企業局訓令大分県報号外(訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・人事委訓令・監